

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められています。少子高齢化の進行や人口減少、単身世帯の増加など、社会情勢の急速な変化に対応していく上でも、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

1999（平成 11）年6月に「男女共同参画社会基本法」を施行し、翌年の2000（平成 12）年12月には、「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画に関する総合的な取組を推進してきました。現在は、2015（平成 27）年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」の趣旨を踏まえ、「第4次男女共同参画基本計画（2015（平成 27）年12月策定）」に基づき、男性中心型労働の変革など、目指すべき社会の実現に向けて取り組んでいます。

さらに、2016（平成 28）年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「働き方改革」が位置づけられ、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向けた長時間労働の是正や女性・若者が活躍しやすい環境の整備、子育て・介護と仕事の両立を進めています。

しかし、世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2017」において、日本は、ジェンダー・ギャップ指数（GGI）※が144か国中114位と、過去最低だった昨年111位からさらに後退し、主要7カ国（G7）では今年も最下位でした。特に政治・経済分野の格差が大きく、男女平等の実現にはなお一層の努力が必要です。

愛知県では、こうした社会情勢の変化や国の取組を踏まえ、「あいち男女共同参画プラン2020」を策定し、すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして取り組んでいます。

本町では、2008（平成 20）年に「東郷町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。2011（平成 23）年には、「東郷町男女共同参画推進条例」を制定し、町と町民が協働して取り組むこととしました。

2016（平成 28）年には、「女性の活躍促進宣言」を掲げ、民間企業への啓発を進めるなど本町における女性の活躍を推進しています。

「第2次東郷町男女共同参画プラン（以下、「本計画」という。）」は、男女共同参画社会の実現に向け、多様な性や生き方への理解促進など新たな課題にも取り組みながら、男女共同参画をさらに推進する必要があることから策定しました。

※ジェンダー・ギャップ指数（GGI＝Gender Gap Index）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、性別による格差を明らかにすることができる。

2 計画の位置づけ

◇本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」です。

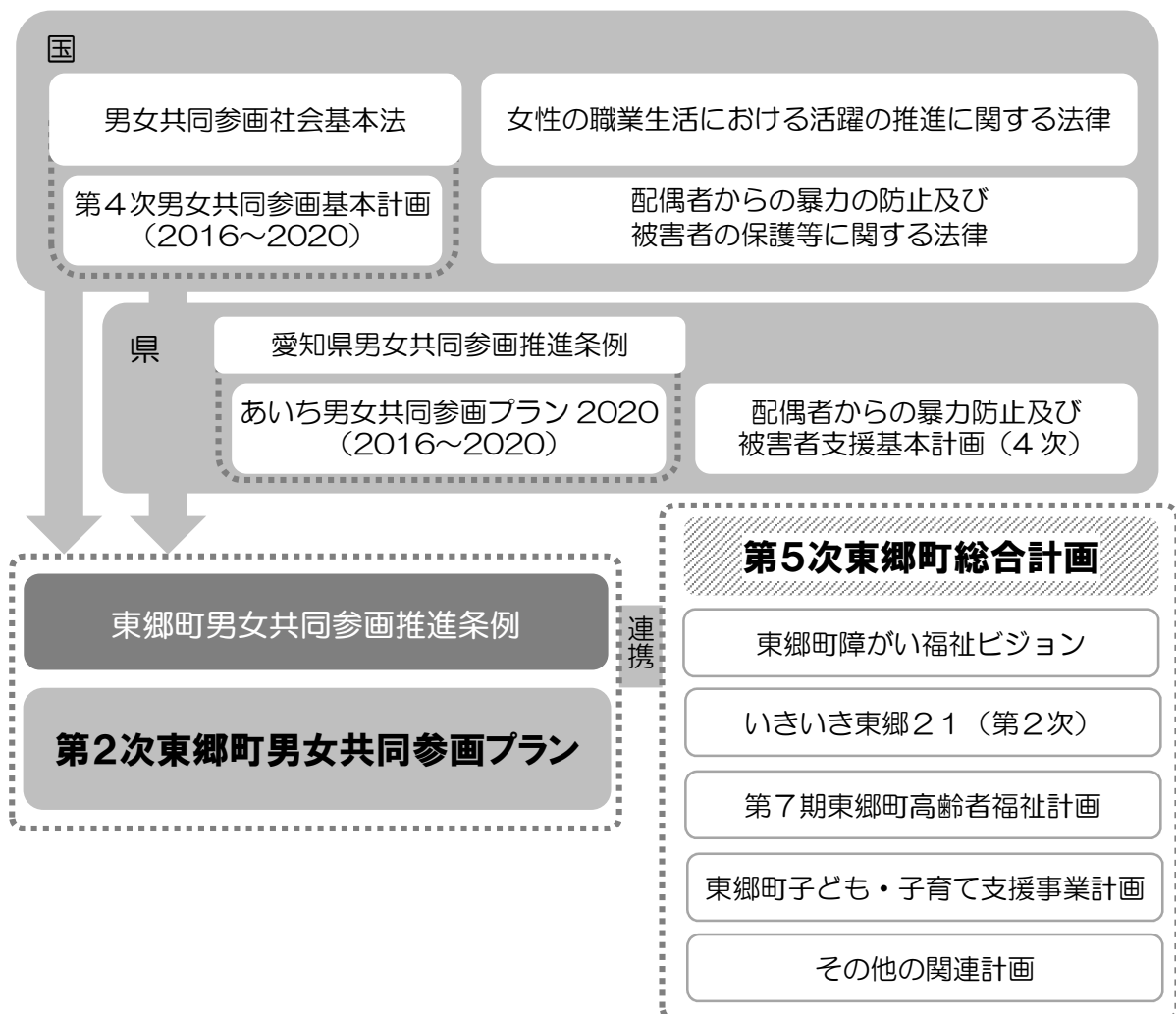
◇本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定された「市町村推進計画」を兼ねるもので、次の箇所が該当します。

- ▶基本方針2：あらゆる分野における個人の活躍の推進
- ▶基本方針3：男女が共に働きやすい職場環境の整備

◇本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に規定された「市町村基本計画」を兼ねるもので、次の箇所が該当します。

- ▶基本方針4（1）：配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

◇本計画は、「東郷町男女共同参画推進条例」第9条に規定された基本計画であり、「第5次東郷町総合計画」や諸関連計画との整合性を図った計画です。



3 計画の期間

計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2027 年度までの 10 年間とし、前期を 2022 年度までの 5 年、後期を 2027 年度までの 5 年とします。

前期の最終年度である 2022 年度に社会情勢や事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2018 H30	2019 H31	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
前期					後期				

■『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）』

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられました。

【2016（平成 28）年全面施行】

※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務

■『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）』

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

【2001（平成 13）年施行】